

平成20年7月22日

各位

本社所在地 東京都渋谷区渋谷3-3-5 NBFイースト3階
株式会社メディアイノベーション
代表取締役社長 穂谷野 智
問合せ先 経営管理部長 田中 健一
電話番号（自己株式取得専用コールセンター） 0120-038-854

今回の自己株式の取得における課税関係につきまして

平成20年6月30日付でご案内しました自己株式の取得における課税関係（みなし配当課税、譲渡所得課税等）につきまして、以下の通り、ご連絡申し上げます。

（Ⅰ）みなし配当課税（※1）

今回の自己株式の取得にかかるみなし配当は0円です。したがって、みなし配当課税はされません。

（※1）自己株式の取得における「みなし配当」課税とは

会社法上の配当ではないものの、経済的実態が利益配当と異なるものについては、税法上は、配当として課税されることがあります。いわゆる「みなし配当」と呼ばれるものであり、みなし配当は、文字通り、配当として課税されるため、課税方法は通常の配当と同様です。みなし配当の基本的な考え方としては、法人に留保されていた利益が、企業組織再編や自己株取得など一定の事象を契機として、その法人の株主様に移転したと考えられる場合に、みなし配当は発生します。そして、実際の配当と同等とみなされるものであるため、配当所得として課税が行われることとなります。

（Ⅱ）譲渡益、売却益課税

①個人株主様の場合

本取得価格（1株当たり310円）と各株主がその株式を取得した際の取得価額との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の対象となります。

②法人株主様の場合、

今回の売却損益が、法人税の課税所得の計算対象となります。

以上が、今回の自己株式の取得における課税関係に関する当社の一般的な理解ですが、各株主様の具体的な課税関係については、税理士等専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

以上